

鳥取県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 久 長 忠 東伯郡北栄町北尾136

平成23年3月6日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 穂 田 紘 一 東伯郡北栄町北尾498

平成23年4月4日就任 任期 平成25年3月29日まで